

図3-7-1 許可の申請から更新までの流れ

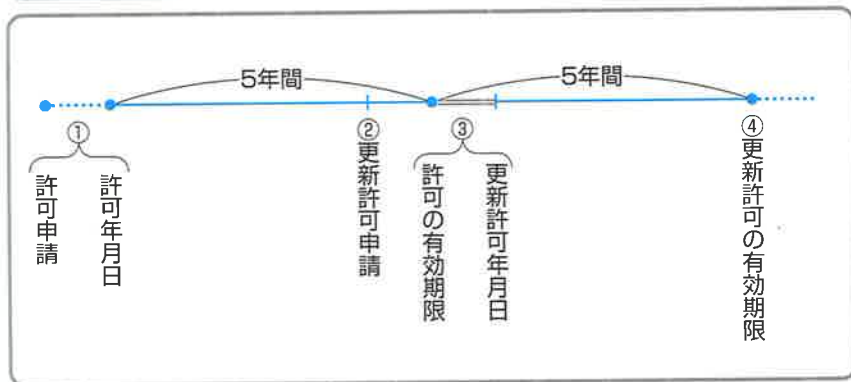
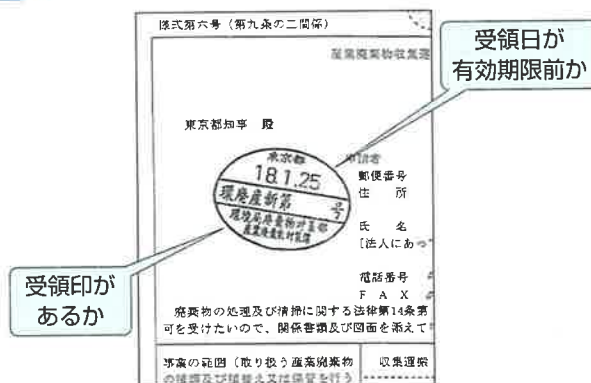


図3-7-2 受領印の例



処理業者が、事業に関する変更を行ない、許可証の書き換えが行なわれた場合には、契約書に添付される許可証を、新しいものと差し替えるか追加し対応することになります。

■許可内容が有効期間中に変更された場合の対応

排出事業者としては、その期間の許可が有効であることを確認するため、処理業者が都道府県等に申請した更新許可申請書類の表紙のコピーを入手し、押されている受領印の日付を確認する必要があります。受領印に記載された受領日が許可有効期限より前であるかを確認してください。

有効期限までに更新許可申請を行なっていた場合には、更新許可年月日まで間は許可を有していると判断されます。つまり、許可は有効です。

【許可の有効期限】 処理業許可の有効期限は基本的には5年間とされている。このため、都道府県等によって有効期限が異なることはない。



許可の有効期限

業許可の有効期限に関する取扱いは？

■業許可の申請・更新の流れを4段階に分ける

産業廃棄物の収集運搬や処分などの委託を受ける処理業者は、産業廃棄物処理業等の許可が必要です。

許可を受けるための流れは、申請から更新までの4つの段階に分けられます。「委託している処理業者の許可が期限切れになっていた」ということがないためにも、その流れを見ておきましょう。

①許可申請と許可年月日

許可申請から許可を受けるまでの期

間は、標準で約3か月です。その間、申請する企業の経営状況や、役員が欠格要件に該当するかの有無、車両や施設などの物理的な条件を満たすかなどの審査が行なわれます。業許可の有効期限は5年間です。

②更新許可申請

業許可を更新する場合は、許可の有効期限の約2、3か月前までに更新許可申請を行ないます。ここでも新規の許可申請と同様の審査が行なわれます。

③許可の有効期限と更新許可年月日

許可の有効期限までに更新許可に関する審査が終了しないケースもあります。許可証の有効期限が切れているにもかかわらず更新された許可証がない場合、一見すると許可がない状態となります。

④更新許可の有効期限

更新許可の有効期限は、更新許可年月日から5年間ではありません。前回許可有効期限の翌日から5年間となることに注意が必要です。

■許可の空白期間の対応

「③許可の有効期限と更新許可年月日」で見たように、許可証の有効期限が切れているにもかかわらず更新許可証がない状態が起こると、その処理業者に委託することはできないのです。

そのようなことはありません。許可